

# マクダウエルはセラーズをどう理解したのか？

## 「みえるの語り」の選言主義的解釈をめぐる一考察

三谷 尚澄

### 1 序

セラーズとマクダウエルの関係は複雑である。1980年代中盤から後半にかけて、セラーズのいう「理由の論理空間」に言及したマクダウエルの論考が姿を現し始め、92年のロック講義（94年に『心と世界』として出版）においては、ストローソンと並ぶ大きな影響の源としてセラーズの名前に言及がなされている。その後、スノードンやマーティンとならび、マクダウエルもまたその旗手として知られるようになる。「知覚経験の選言主義的理解」の提唱と並行しつつ、マクダウエルのセラーズに対するとりくみは熱心さの度合いをます。98年のウッドブリッジ講義（「世界を視野のうちに留めること」）はマクダウエルと「セラーズのカント」との正面からの対決を記録したドキュメントであるが、そのウッドブリッジ講義と同名のタイトルを付された2009年の論文集は、ある意味でマクダウエルによるセラーズ研究を特集した本として位置づけることができるほどである。

しかしながら、もちろんのこと、「セラーズ主義者」としてのマクダウエルの自己規定は、マクダウエルが忠実に正統なセラーズの後継者であることをまったく含意しない。マクダウエルのセラーズに対する取り組みは、ある意味で、二人のあいだに存する距離ないし断絶の在り処を突き止める試みの連続であった、と特徴づけることもできるほどである。

マクダウエルとセラーズの関係は、大略以下のような変遷をたどる。

(1) McDowell[1994]において、「経験論と心の哲学」が感覚経験の志向性を「科学主義」的立場から理解している点を批判する。(2) 98年のウッドブリッジ講義（=McDowell[2009a]所収）において、Sellars[1967]を検討することによって以前の「科学主義」批判を撤回する。理由の空間に帰属する、つまり、概念内容を持ち、志向的経験と非志向的経験を区別する「線」の「上」に属するかぎりにおける知覚経験（カント的直観）に関するセラーズの立場は、これをみずからの見解に合致するものとして評価する。(3) 同じくウッドブリッジ講義において、「カント的直観」は「(概念内容を含まない) まったくの受容性」へと洗練されるべきことを主張する Sellars[1967]の議論が、カント解釈としても志向性問題の哲学的な解決としても誤っていることを指摘する。(4) McDowell[2006]において、セラーズの知覚理論が経験の「選言主義」的理解にすでに到達していたことを明言する。(5) McDowell[2008]において、セラーズの構想力論に注目することの必要性を明言し、98年の批判はセラーズ理解として一面的であったことを承認する。ただし、概念内容をもたない「感覚印象」そのもののはたらきをめぐる批判についてはこれを取り下げない。

また、このように錯綜した変化を示すマクダウエルのセラーズ批判に対しては、Williams [2006]、de Vries[2006]、Rosenberg [2007] 等、いわば「正統派」に属するセラーズ主義者たちが（すくなくとも98年までの）マクダウエルのセラーズ理解を批判し、セラーズの「知覚経験」理解を独自の観点から擁護する議論を

展開している。

論者の最終的な関心は、セラーズの主要なテキスト（Sellars[1956], Sellars[1967], Sellars[2007] 等）を忠実に解釈することと、上述の先行研究の成果を検討することを通じて、「マクダウエルとセラーズの距離」という複雑な問題に一定の見通しを与えることにある。より具体的には、以下のような問題を考えてみることにあ  
る。(1) マクダウエルのセラーズ理解は、両者の見解が合致を示すとされる局面（いわゆる「線の上」の段階）  
においてもそれほど似通ってはいないのではないかと。つまり、マクダウエルのセラーズ解釈は初手から誤った  
方向をむいていたのではないかと。(2) 概念内容をもたない感覚印象の論理をめぐるマクダウエルのセラーズ批  
判にも、(1) の段階における誤解を引きずっている側面が認められるのではないかと。つまり、マクダウエルは  
セラーズ批判をやっているつもりなのだが、彼の批判は実はセラーズ批判としては的外れなものに終わってい  
る可能性があるのではないかと。(3) マクダウエルの誤読を離れ、正しく理解されたセラーズの姿を明らかにす  
るとすれば、それはどのようなものであるのか。(4) マクダウエルとセラーズを正しく対質させたとき、哲学  
的にいっていずれに軍配があがることになるのか。

本稿の目的は、このうち(1)の問題の前半、つまり、マクダウエルがセラーズに好意的な態度を示す段階に  
おいて、マクダウエルはセラーズの議論のどのような特質を評価しているのか、という点を「知覚経験の選言  
主義的理解」というキーワードのもとに整理することである。そして、(1)の問題の後半、つまり、両者の良  
好な関係が成立しているようにみえる局面においてさえ、実は二人のみている方向には違いがあった、すなわ  
ち同じものをみていると思っていたマクダウエルの信念は「錯覚」であった、という点の論証にむけた足がかり  
を提供することである。

より大きな計画における位置づけを確認したところで、本論文で扱われる内容の見取り図を提示してお  
こう。

(1) マクダウエル自身が解決を目指す哲学的問題とは何であったのかを明確にする。

(2) マクダウエルの問い　いわゆる「志向性問題」または「超越論的問題」　に対して、セラーズが提  
示する回答のあり様を示す。

(3) セラーズのモデルが「経験概念の選言主義的理解」を提供している、というマクダウエルの解釈の内  
実はどのようなものかを明確にする。

## 2 錯覚に基づく論証と世界の喪失

この章では以下の内容を取り扱う。

(1) マクダウエルがセラーズに関心を示すのは、「経験論と心の哲学」や『科学と形而上学』が彼のいう「志  
向性問題」の解決を課題とした著作である、という理由による。ここで、「志向性問題」とは、われわれの心が  
世界に方向付けられていること、あるいはわれわれの知識がそもそも世界に関するものであることはいかにし  
て保障されうるのか、という問題のことを意味する。

(2) マクダウエルによれば、この問題が深刻な哲学的問いとして浮上することの背景には、「内的経験の自  
覚」を「知識の疑いようのない正当化拠点」として位置づけるデカルトの戦略が控えている。

(3) 「みえの経験」を不可謬の出発点とするデカルトの戦略は、「錯覚に基づく論証」と呼ばれるやっかいな  
懐疑を引き起こす。マクダウエルの用語では、「真実のみえ」と「まやかしのみえ」の間に「最高次の共通要  
素」を想定することにより、乗り越えの困難なアポリアが生じてしまうことになる。

(4) 「錯覚に基づく論証」の懐疑を知覚の因果的性格に訴えることで回避しようとする戦略は、不可避的に  
所与の神話に陥る。デカルトの図式に従う限り、経験の内部から、つまり知識の正当性の審級としての経験に

訴えることで、哲学的苦境を乗り越える道は閉ざされているのである。

## 2.1 志向性問題をめぐる超越論的不安

マクダウエルによれば、彼が『心と世界』において論じようとした問題は、「われわれの経験がそもそも客観的世界に関するものであること」をめぐる不安を解消することである。これは、「われわれの心は世界に関する正しい知識をいかにして獲得しうるのか」をめぐる認識論的問題よりも深い、より根源的な関心を示したものであるとマクダウエルはいう。心と世界のあいだに断絶しか存在しないのであれば、後者の問題に肯定的な解決を与えることなどもとより望むべくもないからである。

そもそも、経験がわれわれの思考に対してなんらかの判決を返すことが可能であるのはいかにしてなのか。この困難は、間違いなく、経験が特定の種類の判決を返すことはいかにして可能かをめぐる〔認識論的〕困難よりも根本的である。・・・なるほど、近代の哲学がいたるところでとくに知識を対象としたみかけ上の問題に取り組んできた、というのは事実である。しかし、これらのみかけ上の問題を、より深い不安の多かれ少なかれ不適切な表現としてみるものが有益なのではないか、と私は考えている。その不安とは、われわれが知らず知らずのうちに採用する思考の様式のせい、心は現実について知ることができるということが疑いの対象となるのではないか、というだけでなく、心は端的にいつそれ以外の現実と触れ合っていないことになるのではないか、と最初の段階で感じられる脅威のことである。われわれがこの不安を感じるさいの形態として、知識をもつことの信用性に関わる問題はひとつの形態にすぎないのであり、それが最も根本的な問題だということではないのである。MW

マクダウエルによれば、「経験論と心の哲学」もまた、彼のいうこの「超越論的不安」の解決をめざした論考である。「心が世界に関する客観的内容 objective purport をもつ」という事態について、マクダウエルは「志向性」の用語を用いた規定を与えているが、「経験論と心の哲学」は志向性問題の解決にむけられた書物であるとマクダウエルはいうのである。

セラーズの非伝統的経験論は、経験的知識の信用証明 狭い意味における認識論の話題 に関する像であるだけではない。それはまた、思考がそもそも世界へと方向づけられていること 志向性をめぐる反省という話題 に関わる像でもある。・・・認識論が「経験論と心の哲学」や『科学と形而上学』の関心ではない、というわけではないが、認識論がこれらの書物の唯一の関心 *the concern* であるということでもないのである。(HWV: 9)

マクダウエルによれば、自分の考える「より根本的な不安」をセラーズも共有しており、そして、この問題に関する正しい解決策の方向を指し示している、という点で、マクダウエルはセラーズのプログラムを評価するのである。では、「志向性」問題はEPMのなかにどのような形で姿を表し、また、どのような形で解決を与えられているのか。

ここでは、先を急がず、セラーズにおける志向性問題の直接的考察に進むまえに、マクダウエルの不安が具体的にはどのようなものであるのかをまず明らかにしておこう。

## 2.2 デカルト的确实性のパラダイム：「みえる」の「である」に対する先行

マクダウエルが議論の出発点としている近代認識論の伝統を振り返ってみよう。知識を正当化するための确实な拠点を定めることが認識論の目標であり、そしてデカルトは主体がもつ内的状態の気づきにそのような不

可謬の拠点を求めた。

いま私は光を見、騒音を聞き、熱を感じる。これらは虚偽である、私は眠っているのだから、といえるかもしれない。けれども私は、確かに見ると思い、聞くと思い、熱を感じると思っているのである。これは虚偽ではありえない。これこそ本来、私において感覚するとよばれるところのものである。そして、このように厳格に解するならば、これは、考えることにほかならないのである。(デカルト、『省察』)

人は、外界に関する知識においては誤るかもしれないが、みずからの内的状態の直接的気づきに関しては誤りえない。「私はいま暖炉のそばに座って赤い火をみている」という外的世界に関する言明は誤っている可能性がある。対して、「私はいま暖炉のそばに座って赤い火をみているように思われる」という言明はどうか。前者に対しては、「あなたのみている火は本当は赤くないかもしれない」という疑問が正当に突きつけられる。しかし、後者の言明に対し、「あなたのみている火は本当は赤くみえてはいない。赤くみえるようにみえているだけなのではないか」という疑念を呈しても、この問いは意味をなさないであろう。「みえるという操作子は、繰り返そうとすると崩れる」性質を有しているのである (Brandt[1997]: ref.)

セラーズの用語を用いるなら、上記の分析を通じてデカルトは「現れ」をめぐる「みえるの語り looks-talk」と「实在」をめぐる「であるの語り is-talk」の間にある明快な順序を導入している。われわれは「みえるの語り」によって表現される「現れ」を直接的に、非推論的に知るのであるが、外的な実在世界のあり方に関する知識は、「現れ」を出発点とした一連の推論を通じて可謬的に獲得される、という認識論的順序である。

子供が色の語彙を獲得する過程のことを考えてみよう。色に関する言葉を学習する最初期の段階において、子供に利用することができるのは「ものがどのようにみえるか」をめぐる直接的な見知り(センス・データ)だけである。子供に「与えられて」いるのは「もののみえ」だけであり、「ものがどのようにあるか」が最初から子供に与えられているわけではない。つまり、子供が「赤」という言葉を使用するとき、その言葉が直接的に言及しているのはその子供の内的な経験のあり方であり、外的世界に存在する物理的対象がその言葉によって直接的に名指されているわけではない。

物理的対象に備わる「赤さ」「これは赤である」の語り は、「赤にみえる」という経験の観点から分析ないし定義される。そして、循環を避けようとするのであれば、「あるものが赤くみえる」という事態は「あるものが赤くある」という事態とは独立に、そしてその事態に先行して有意味な言明であるとみなされなければならない。「みえるの語り」は「であるの語り」に先行し、独立で有意義な言明としての資格を認められるのでなければならない。

## 2.3 錯覚に基づく論証と世界の喪失

ところが、このような想定は厄介な問題を生み出す。錯覚に基づく論証と呼ばれる事態である。

完全にデカルト主義的な像において、内的生活は自律的領域において生じるのであり、主体の内観に基づく気づきに対して透明である。それに伴い、主体の活動の世界の残りの部分に対するアクセスは問題をはらんだものとなる。・・・

上記の引用文を通じて、マクダウエルは「世界を失うというデカルト的脅威」に対する不安を表明している。まず、次のような二つのケースを考えてみよう。(a) 目の前に赤いリンゴがみえていて、その経験は真実である。(b) 目の前に赤いリンゴがみえているが、その経験はまやかしである(リンゴは巧妙な模型であるか、幻覚がみえている)。これら二つのケースをわれわれが実際に混同することがある、という事実は、われわれ

の経験（目の前にリンゴがあると知覚すること）は知覚者をだます deceptive ことがある、あるいは、誤っている可能性がある fallible ということを含意している。

次に、「赤いリンゴがある」という命題に帰属する、「みかけ上のみること ostensible seeing」と「真実のみること veridical seeing」という「みること」に関する二つの形態を導入してみよう。知覚者の眼前にはなにもないか、りんごではあるが赤くないか、赤くはあるがリンゴではないものしか置かれていないのに、「赤いリンゴ」が知覚されている、という経験のあり方を考えるとき、「真実のみること」と「真実でないみること non-veridical seeing」に共有されているのが「みかけ上のみること」である。すなわち、「みかけ上のみること」は「真実であるメンバー」と「真実でないメンバー」の両方を含んでいる。

ここで問題となるのは、「みかけ上のみること」が「真実であるメンバー」と「真実でないメンバー」の両方を含む上位集合として想定されている、という図式は、この上位集合に含まれる二種類の経験の内容をわれわれは区別することができないかもしれない、という含意をもつことである。

少なくとも、真実のみることのうち、まやかしのみることと経験的に区別できないケースが存在しうるので、われわれの経験的入力 experiential intake は両方の場合において同一であると想定する必要があるであろう。また、「みること」が「真実のみること」ではないケースの場合、経験の内容が世界の客観的事実に届いているということはできないのだから、経験的入力の内容だけからその経験が事実であると確認することはできない。ところが、厄介なことに、真実のみることに関してもこの点については事情は同様なのである。つまり、経験的入力だけに依拠した形で、「みかけ上のみること」が真実の経験であると確認することはできない（「まやましのみること」と共通の内容がもたれているのだから）。「みかけ上のみること」が「真実のみること」を構成する（つまり「真なる信念・知識」を産出する）場合でさえ、「最高次の共通要素 the highest common factor」としての「みかけ上のみること」に依拠していたのでは「経験が真であること」を確認できないのである。（McDowell[1982]: 386）

「みかけ上のみること」が「真実のみること」と「真実でないみること」の「最高次の共通要素」である以上、われわれの経験は、最善の場合においてさえ、「打ち負かされる可能性のある知識の根拠 defeasible ground for knowledge」をしか提供しえない、といわざるをえないであろう。「みること」が「世界の実在的ありさまをみること」を意味するのだとすれば、「p とみえている」という経験を根拠として「世界は客観的に p というありさまをしている」と推論することは許されない。つまり、われわれの経験は世界を「みること」を含み得ない。

われわれは経験の内部から世界の側につながる橋をかけることができないが、われわれには経験の内部にしか利用できる材料がない。こうして、われわれの心は不可避免的に「世界を喪失する」。「錯覚に基づく論証」から、「世界を失うというデカルト的な脅威」が帰結するのである。

## 2.4 知覚の因果説と所与の神話

以上は、別のいい方をすれば、経験的事実の真実性が知覚主体の手の届かない領域へと追放されてしまうということを意味している。

経験的信念の正当化が概念的に行われる手続きである以上、信念の正当化は因果的自然法則の支配する物理的世界ではなく、概念的・言語的活動の生じる理由の空間内部において行われると考えざるをえないであろう。しかし、錯覚に基づく論証は、経験的知識の正当化基盤がわれわれの内部、すなわち経験の領域には求められえないことを示している。経験の真理条件は経験の外部へと追放されてしまったのである。

このような懐疑を回避する一つの戦略として採用されてきたのが知覚の因果説である。この立場は、真実の

知覚と真実でない知覚が同一の経験的状態を共有していることを認め、その上で、外的世界と内的知覚状態の間に成立する因果的つながりを吟味することにより、真実の知覚と偽りの知覚の区別をつけることが可能ではないかと提案する。すなわち、 $x$  という対象に関する知覚状態と  $x$  という物理的対象の間に広がった断絶を、因果の鎖でつなぎあわせることができるのではないかと提案する。

主体  $S$  が  $o$  という状態を知覚しているとして、状態  $o$  は「 $S$  には  $\sim$  であるようにみえる」という文によって報告されるが、 $o$  はそのような報告が対象とする心的状態を因果的に決定する。しかし、知覚の対象物が存在してさえいなかったなら、その対象を知覚したように思われることすらなかったであろう。私の知覚が、私の心とは独立に存在している世界についての知覚であると考え、あるいは、独立に存在する実在の対象と対象についての知覚的気づきを区別するさい、われわれは暗黙のうちに後者の前者に対する因果的依存を想定しているのである。

しかしながら、マクダウエルによれば、所与の神話をめぐるセラーズの分析は、共通の経験内容としてのセンサーデータを出発点とする知覚の因果説は機能しない、ということを示している。

この問題に関してわれわれがセラーズから学ぶべき論点は、因果的つながりは概念的つながりではない、という点に関わるものである。あるいは、正当化装置としての役割を果たしうるのは、それ自身が概念的内容ないし命題的内容をもった存在者だけである以上、因果的関係性は正当化の関係を構成することができない、という指摘にセラーズ的洞察の核心を見出すことができる。

知覚の因果説に訴える論者たちの論証は、正当化の拠点となる経験的入力「因果的である = 概念的認知的内容を含まない = 非概念的である」と同時に「正当化を行いうる = 概念的認知内容をもつ」と主張することで、所与の神話を構成してしまっている。「真実のみること」と「真実でないみること」の「最高次の共通要素」として導入される「みかけ上のみること」が、「命題的内容をもった認知的経験」と「概念内容をもたない非認知的経験」の「雑種の混交 mongrel conflation」を含むものとして規定されてしまっているのである。

マクダウエルはこう述べている。

所与という考えは、理由の空間、つまり、正当化と保障の空間が、概念の領域よりもより広範囲に広がっている、という考えのことである。理由の空間が本来の範囲以上に拡張されることで、思考の領域の外部からの非概念的入力刺激を理由の空間内部に取り込むことができるのではないかと想定されるのである。しかし、実際のところ、判断に保障を与えるという能力をもった関係は概念空間の内部における関係としてしか理解されえないであろう。・・・正当化の関係を概念の領域の外部にまで拡張しようとする試みは、そのもともとの役割を達成することができないのである。

われわれが望んだのは、判断において概念が用いられる際に、われわれの自由が思考の外部からの制約を受ける、ということであり、それも、判断が正当化されたものであると示す際にわれわれが訴えることができるような仕方外部から制約される、ということであった。しかし、理由の空間は概念の空間よりもより広範囲に広がっており、それゆえ理由の空間は世界の側からの概念の範囲を超えた入力刺激を取り込むことができる、と想定すると、結果的に生じる像は外部からの制約が拡張された理由の空間と外的世界との境界で行使される・・・というものになる。この像は、外的世界との境界において生じることにに関してわれわれが責任を負わされることはない、外的世界との境界において生じるものがその境界の内部に及ぼす影響に関してわれわれが責任を負わされることはない、と保障するものであるかもしれない。外部との境界で生じているのは、われわれのあずかり知らぬ力、世界からの因果的入力刺激であって、それはわれわれの自発性の管理の外側で作用しているのであるから。しかし、・・・責任を負わされることはない、ということと、正当化を手にするとはまったく別の事柄である。実際の

ところ、所与という考えは、積極的な正当化こそが求められていた局面においてただ無実の弁明を提供しうるにすぎない。(MW: 8)

マクダウエルの言い分を、「認知に関わる事実が・・・非認知的な事実還元されうるという考えは、・・・根本的な誤り 倫理学におけるいわゆる「自然主義的誤謬」と同種の誤りである」(EPM: I. 5) というセラーズの言葉を反映したものと受け止めて差し支えないであろう。知覚の因果説に対する訴えは、マクダウエルの超越論的不安を解消するには届かない。外部からの概念内容をもたない入力刺激 brute impact from outside に依拠する限り、経験的事実の正当化をわれわれの手の届く範囲のうちへ取り込むという課題は達成されえないのである。

### 3 デカルト的順序の転倒と非推論的報告を支える「もう一つの論理的次元」

マクダウエルの診断によれば、心と世界の間をめぐる「デカルトの分断」は、所与の神話のみならず「理由の空間の内面化」という事態と連動して生じるものでもある。「理由の空間の内面化」とは、「概念の領域」は「心の中」のこと、世界と人間のつながりは因果的な連鎖にのみ限られ、両者が交わることはない、という想定のことである。

この問題を首尾よく回避し、デカルトの分断を乗り越えることが、超越論的不安を解消することにつながるであろう。そして、マクダウエルのみどころ、セラーズは「所与の神話の解体」というプログラムとともに、そのような哲学的目論見を企てているのである。(マクダウエルがセラーズを「志向性の哲学者」と呼ぶのはこのような事情による。)

では、セラーズの回答はどのようなものか。所与の神話の解体は、いかにしてわれわれを「理由の空間の内面化」の呪縛から解放し、われわれが「世界を回復すること」を可能にするのか。セラーズのテキストに依拠しつつ、この間の事情を明らかにすることがこの節の課題である。

#### 3.1 「みえるの語り」の分析とデカルト的順序の転倒

先にみた「内的みえ」の確実性をめぐるデカルトの分析をもう一度振り返っておこう。人は、外的世界に関する知識においては誤るかもしれないが、みずからの内的状態の直接的気づきに関しては誤りえない。「みえるの語り」は「であるの語り」に先行するのであり、また循環を避けるつもりがあるのなら物理的対象に備わる赤さ(「この対象は赤である」の語り)には「赤にみえる」という内的経験に基づいた定義を与えるより他に道はない。

ところが、このような「デカルトの順序」に対し、セラーズは次のような言葉とともに正面からの疑念をつきつける。

実質的に、わたしは赤であることが赤くみえることに論理的に先行しており、論理的により単純な概念であると主張してきた。x は赤いという関数は、x は y にとって赤く見えるという関数に先行するのである。簡潔にいえば、x は赤いは x は y に赤くみえるを用いて分析可能であるといってもうまいかないのである。(EPM: III. 12)

しかし、このようなセラーズの文言は、「『赤である』は『標準的な状況のもとで標準的な知覚者に赤くみえる』に等しい」という「必然的真理」をどう説明すればよいのか、という問いを呼び起こす。「赤くみえる」が「赤色であること」の定義的説明であることを否定するセラーズの戦略は、右辺に登場する「赤」 赤色

のみえ を論理的説明項とすることで左辺の赤を分析する、という方策を採用することができない。しかし、「～にみえる」という観察文が知覚経験をめぐる「最低限の客観的事実」を述べているのではないとしたら 「内的みえの経験的報告」を行っているのではないとしたら この報告文の役割をどのような仕方で分析することが可能なのか。デカルトの順序を否定するセラーズは、デカルトの問題を回避しつつデカルトとは反対の順序において上の「必然的真理」を説明する対案を示さなければならない。

セラーズの意表を突く回答は、「x が S にとって赤くみえる」は x と赤と S との間に成立する関係を主張する文ではない、というものである。あるいは、「みえるはまったく関係ではない」という点を示してみせることにある (EPM III. 13)。一見したところ不可解なこのテーゼを解明する手がかりとして、セラーズによる以下のような「ちょっとした歴史物語」に耳を傾けてみよう。

1. ジョンという若い男がネクタイ・ショップで働いている。ただし、ジョンはネクタイの色を標準的な条件のもと以外においてみたことがない。
2. 物語のある段階において、電灯がジョンのネクタイ・ショップに取り付けられる。店の中で「これは緑のネクタイです」とジョンが説明をすると、客から「いえ、それは緑ではありません。表にでて確かめてごらん下さい。それが青いネクタイであることがわかりますよ」と言われる。
3. 次に同じネクタイを客に説明するとき、ジョンは「これは緑のネクタイです」という報告文を使用することをためらう。そして、ジョンは「このネクタイは青色をしている」という文を推論の結論として使用することを学習する。
4. しばらく後、ジョンはついに「このネクタイは緑にみえますが、外にもっていって見てみてください」と述べるようになる。しかし、この「緑にみえます」という報告は、ネクタイの色をめぐる最低限の客観的事実 「緑にみえている」というジョンの内的状態 を報告しているのではない。では、この文はいったい何を報告しているのだろうか。(EPM III: 14-15)

以上の物語は、「みえる」と「である」の順序を逆転させることを試みるセラーズの戦略を明確にするべく構想されたものである。セラーズの分析は、「現れ」から出発して「客観的世界」へ、というデカルトの説明順序を逆転させて、「～である」が「～にみえる」に論理的に先行すると考えてはどうか、と提案するものであるが、ジョンが「である」と「みえる」の文法を習得する過程は、セラーズの提案する順序を踏襲したものと描きだされているのである。

セラーズによれば、事態の核心は「ある経験はあることが事実であるとみることである see that something is the case」ということを、「その経験を記述する以上のこと」をなすこととして理解することである。より踏み込んだ言い方をすれば、「～であるとみる」という経験を、いわば「主張をなす」こと、また、「主張を認証すること」として理解することが重要である。ライルは、「ものごとが～であることをみる」を「達成」として性格づけ、「みる」は達成語であることを主張したが、セラーズによればライルが「みる」を知覚的成功として特徴づけるさい念頭においていたのはまさしくこの「みる」ことを通じてわれわれは「主張の認証」を行っている、という事態だったのである。

ここでわたしが強調したい点は、緑にみえるという概念、すなわちあるものが緑にみえることを認識する能力は緑であるという概念を前提しており、後者の概念は対象をみることによってそれらの対象を何色をしているのかを見分ける能力を含んでいることである・・・〔ジョンは、どのような条件のもとで青色のネクタイが緑にみえるかを学習し、陽光のもとではものはそれがあるとおりにみえるということを学習した。〕このようにして、われわれは、



x は赤い・ = ・ x は標準的な条件のもとで標準的な観察者にとって赤くみえる

が必然的真理であり、その理由は右側が「x は赤い」の定義であるからではなく「標準的な条件」が対象があるがままにみえる条件を意味しているからであることを理解する。そして、もちろん、どのような条件が与えられた知覚状態にとって標準的であるのかは、常識のレベルでは、日常の言説に特徴的な曖昧さや開かれた構造 open texture を示す条件のリストによって特定化される。(EPM: III. 18)

このモデルに従うとき、標準状態における「である」の言明が客観的事実に対する主張の認証 コミットメントの引き受け を表すものとして分析されるのに対応して、「~にみえる」という言明の役割は、内的状態やセンスデータに関する経験的報告ではなく、命題内容に関する「認証の差し控え withdrawal of endorsement」 「~にみえはするが、~であると主張はしない」という報告 としてその文法的役割を説明される。（「みえる」の発話が誤りえないのは、それがいかなる主張にもコミットしないがゆえである。）

「~にみえる」という語彙を使用するためには、「~である」の文法をマスターしていることが必要である。「認証の差し控え」というより高次の法廷における規範的操作が遂行される以前に、基礎的なレベルにおけるデフォルトとしての主張が成立していなければならない。外部にある客観的世界に関する報告から出発して、内的なみえへ、というルートを選択するのがセラーズの戦略である。

しかし、以上の分析とともにセラーズが提供するのはただの約束手形にすぎない。「~である」の「~にみえる」に対する先行性を主張し、「標準的な条件のもとにおける知覚」を「対象をありのままに捉える知覚」と結びつけて理解することをセラーズは提案しているのであるが、この戦略の成否を判定するにはセラーズによって提案されたこのテーゼの現金化をまたなければならない。

### 3.2 所与の神話の解体ともう一つの論理的次元

確認しよう。セラーズによれば、「事態の核心」は「『~とみること』は経験的記述以上のものを含んでいる」と認めることであり、「所与の神話」に陥ることなく「知覚は命題的主張を含んでいる」と認めることのうちに存している。EPM 第 III 部において提案されたこの構想は、EPM 前半部の山場をなす第 8 節において、次のよく知られた一文として繰り返される。

本質的な点は、ある出来事ないし状態を知ることという出来事ないし状態として性格づけるさいに、われわれはその出来事ないし状態に関する経験的な記述を与えているのではない、ということである。われわれはその出来事を理由からなる論理空間のうちに、述べたことを正当化したり正当化することができることからなる論理空間のうちにしているのである。(EPM: VII. 36)

この一説は、「主張の認証」ないし「コミットメントの引き受け」として性格づけられた「~とみる」という経験 「~である」という報告 を、「正当化し/正当化される」という関係から成り立つ「理由の論理空間」の内部に位置づけようとするセラーズの根本的な発想を語っている。以下、「~である」という知覚経験をめぐる「観察報告」の分析に焦点をあわせ、上のようなセラーズの主張の内実を明らかにしてみよう。

解明へと導く第一の手がかりは、「伝統的基礎づけ主義」が陥る所与の神話に対するセラーズの態度を示した次の一節である。

所与の神話がとる形態の一つは、次のような性質をもった個別の事実からなる層が存在する、いや存在しなければならないという考えである。その性質とは、(1) 当の事実の各々が非推論的に知られうるだけでなく、個別の事実についてであれ、一般的な真理についてであれ、他のいかなる知識をも前提

とせず、(2) この層に属する事実に関する非推論的知識が世界に関する 個別的であれ一般的であれ 全ての事実的主張に関する訴えの最終の上訴裁判所をなしている、というものである。私がこの層に属する事実の知識をたんに非推論的であるだけでなく、個別的であれ一般的であれ、他の事実の知識をまったく前提していないと性格づけたことに注意を払うことが重要である。それは余分である、すなわち、他の事実の知識を論理的に前提する知識（信念や確信ではなく知識）は、もちろん、推論的でなければならない、と考えられるかもしれない。しかしながら、私が示したいことなのであるが、そのような考えはそれ自体が神話の中の一つのエピソードなのである。(EPM: VIII. 32)

おおむね、セラーズは以下のようなことを述べている。伝統的な基礎づけ主義は、(1) 各々の事実は非推論的に真実であると知られる、(2) それらの非推論的知識は、一般的真理に関するものであれ個別の事実に関するものであれ、その他の知識を前提としない、(3) この層に属する非推論的な知識は、世界に関する事実的主張の真偽をめぐる最終の上告裁判所を構成する、という想定のもとに成り立ってきた。しかし、セラーズによれば、(2) の論点、すなわち、「他の事実的知識を前提する知識は推論的でなければならない」という想定にこそ克服されるべき所与の神話が含まれているのである。

それゆえ、所与の神話の解体を目指すセラーズの中心的主張は、(1) と (3) を受け入れつつ (2) の前提を拒否する、という新しい選択肢を提示することの中に見出されることになる。すなわち、他の事実的知識を前提しているにも関わらず、非推論的に事実であると知られる知識の層が存在するのではないか、という可能性を探求してみることがセラーズは提案する。「他の知識を前提する知識は推論的に獲得されるのでなければならない」という所与の一形態を解体することによって、われわれの目から隠され続けてきたある新しい洞察が明るみにだされることになるのではないか。

この問題について、「経験的知識は基礎をもつのだろうか」と題された EPM 第 VIII 節の終わりに近いところで、セラーズは次のような言葉を残している。

人間の知識を次のような仕方で描き出すことには明らかになんらかの意義が認められる。すなわち、人間の知識はあるレベルの命題 観察報告 に基づいているのだが、このレベルの命題は他の命題がそれらの命題に基づくのと同じ仕方でその他の命題に基づいているのではない、と。他方、私は「基礎」という比喩は誤解を招くものであると主張することを強く望んでもいる。すなわち、他の経験的命題が観察報告に基づく論理的次元があるにせよ、観察報告が他の経験的命題に基づくもうひとつ別の論理的次元が存在するのだ、ということを経験的知識という比喩がみえなくさせるのであれば、それは誤解を招くものである、とも。(EPM: VIII. 38)

「非推論的な観察報告」がすべての知識の基礎づけを与える「特権的な知識の層」として捉えられるべきことをセラーズは主張している。それと同時に、「非推論的に知られる命題でも背景となる知識を全体論的な支えとして前提している」というこれまで真剣に検討されてこなかった可能性 セラーズはこれを通常の推論的正当化関係に対する「もう一つの論理的次元」と呼ぶ を考慮に入れることで、所与の神話に陥ることのない経験的知識の基礎づけを確保することができるのではないかと、ともセラーズは提案している。

しかし、「非推論的に真であると知られる観察報告がそれ以外の知識を前提している」ということ、より直裁な表現を用いるなら、「他の事実的知識を前提するにも関わらず推論を介して真と知られるのではない知識」という限りなく撞着語法に近い考えを、整合的な理論として提示することはどのようにして可能となるのか。

### 3.3 知覚は行為ではなく作用である

「観察的知識を表現するような文トークンの権威」、すなわち「観察報告の権威」に関するセラーズのコメントをみることから始めよう。

通常の使用において、・・・報告をなすことは何かをなすことである。・・・

・・・通常の意味における「報告」が行為 actions であるので、観察報告という意味での「報告」もまた行為であるとわれわれは仮定しはしないが、われわれが考察している思考の道筋は、「報告を行為として取り扱う」というものである。言い換えれば、それは、観察報告の正しさ correctness を行為の正しさ rightness との類比のもとに解釈する。しかし、すべてのべき ought がするべき ought to do ではなく、すべての正しさ correctness が行為の正しさ correctness ではないことを私は強調したい。

・・・もし「規則に従う」という表現が真剣に受け取られ、斉一性を示すという何らの飾りもない概念 その場合、稲妻 雷鳴という系列は「規則に従っている」ことになるであろう へとそれとわからないほど弱められることがなければ、行為をもたらすことに貢献しているのは、たんに状況がある種のものであるという事実ではなく、状況がその種のものであるという知識ないし信念である。

34. これらの説明によれば、もし観察報告が行為として捉えられれば、さらに、それらの正しさが行為の正しさとして解釈されれば、そして観察報告の権威がそれをなすことが表現の適切な意味において「規則に従うこと」であるという事実として解釈されるならば、そのときわれわれが、最も直接的な形式の所与性に直面していることは明らかである。なぜなら、これらの規定は、観察報告の権威が意識という非言語的出来事 かくかくしかじかである、たとえば、これは緑だという意識 に基づいており、その非言語的出来事は内在的権威をもっており（それはいわば「自己認証的 self-authenticating」なのである）それは適切に遂行された言語行為（観察報告）によって「表現される」のである、という考えにコミットさせるからである。すなわち、人は、言語行為において現れる表現が適切に使用されていれば、当の言語行為からなる上部構造にそれらがもっている権威が付加されるような、権威をもった非言語的な出来事（「意識」）の層にコミットするのである。（EPM: VIII. 33-34）

「このボールは赤い」のような知覚経験に基づく観察報告について、古典的経験論が主張するように、概念内容をもたない、不可謬の直接的所与を前提として導入し、そのものを対象として観察報告が行われる、と考えることは典型的な所与の神話に陥ることであろう。< >のような非概念的センス・データに、（ 白い三角、 黒い円、などの意味論的規則を参照しつつ）「黒い」、「三角」、「である」等の概念が適用される「行為」として観察報告の正しさ（それゆえに「白い」、「円」等の概念が適用される行為の正しくなさ）が理解されるとき、われわれが「最も直截な形態における所与」に直面しているというのはみやすいことであるように思われる。（EPM: VIII. 33, 34）。

この意味で、観察報告は「人が意図的に遂行すること a doing one intentionally performs」という意味における「行為 action」として捉えられてはならない。そもそも、「赤い三角をみよう」とわれわれが「意図する」ないし「意図的に行為する」ことはないのである。では、観察報告の正しさを説明する対案は何か。観察報告の正しさを「するべきの規則」ないし「行為の規則」の正しさとは違った形で説明することはどのようにして可能なのか。

### 3.4 対案を提起する：「もう一つの論理的次元」と傾向性の現実態としての知覚報告

セラーズによれば、問題を解決する第一の鍵は、眼前の赤い三角に関する知覚は意図的行為の結果としてもたれるのではなく特定の状況の認知によって引き起こされる、と想定することの中に存している。セラーズの印象的な言い方では、「知覚は対象によって知覚者から引き出されるもしくは無理やりに搾り出される evoked or wrung from the perceiver」(EPM: III. 15) と想定することが問題の解決につながる発想なのである。

(「他の知識を前提とする知識は推論的でなければならない」という所与の一形態に関するセラーズの警告を思い出しておこう。以下にみるように、非推論的でありながら、他の背景的知識を前提としてもつ経験の層を認めること 「もう一つの論理的次元」を確保すること が、観察報告の正しさを行為の正しさ以外の観点から理解するという構想を可能にするのである。)

例として、「強盗がいる」という観察報告がなされる場合のことを考えてみよう。「家に帰ったら玄関の鍵が開いていて、中で見知らぬ人間がたんすを探っていた場合には、その人間は強盗である」という意味論的規則があり、その規則を<わが家の中の見知らぬ人間>のセンスデータへと意図的に適用することによって、「強盗がいる」という観察報告が「行われる」わけではない。知覚は、現象学的特質として、認知の対象によって引き起こされるないしは無理やりに搾り出される性質をもつ。

セラーズの提案は、このような心的できごとを「行為」ではなく「作用」として理解すればよいのではないか、というものである。あるいは、アリストテレスのいう意味での現実態(傾向性や性癖が現実化されたもの)として捉えればよいのではないか、というものである。

リトマス試験紙は、特定の状況において青色に変化する傾向性をもつ。そして、特定の環境的要因にさらされることによって現実態としての青色を発現させる。同じように、われわれには「これこれの状況では強盗がいるという考えが生じる」という「信念」が傾向性としてもたれており、特定の状況に身を置くことがきっかけとなって「強盗がいる」という知覚報告を行う能力が「心的できごと episode」として現実化されるのである(LTC107)。思考(知覚経験)とその表立ったトークンとしての観察報告は、「行為」ではなく「特定の思考を引き起こす傾向性としての信念 belief as a disposition to have a thought that-p occur」が現実化されたという意味における「心的作用 mental act」なのである(MFC: 84)。正しい知覚が生じるために「知覚者がいなければいけないことは何もない」(Williams, 315)。

### 3.5 知覚の正しさは O-B の正しさ：批判の規則と行為の規則

上記の説明はまだ解明されるべき問題を残している。知覚報告を傾向性の発現として捉えるにせよ、観察報告は(リトマス試験紙の場合と異なり)単なる因果的關係ではなく意味論的正しさの評価対象として位置づけられる、という事態をどのように説明すればよいのか、という問題である。観察報告の示す斉一性は、稲妻雷鳴の示す斉一性ではなく、規則に従うことに伴う斉一性であり、正しい/正しくないという規範的評価の対象とされるのでなければならない。

しかし、知覚報告の正しさは行為の正しさとして捉えられてはならない、ともセラーズは主張しているのがあった。では、「傾向性が現実化されたもの」としての知覚、もしくは「心的作用」として特徴づけられる知覚の正しさを判定する規則とは何か。

この問題に対するセラーズの提案は、「べき」には二種類の「べき」がある、というものである。セラーズによれば、すべての「べき」が「するべき」すなわち「行為の規則」であるとはかぎらないのであって、われわ

れは「行為の規則」に加えて「批判の規則」（「であるべき ought-to-be」の規則）というものが存在することに注意しなければならない。

前者の規則は、「状況 C のもとにあるとき、X は A するべきである」という定式によって表現される。また、後者の例は、「しかじかの状況にあるとき、X は状態 になければならない」という定式によって表現される。後者の例としては、「ウェストミンスターの時計のチャイムは 15 分ごとに鳴るべきである」という文などを挙げておくことができる。（以下、ought to be を O-B、ought to do を O-D と略記する。）

そして、もちろん、セラーズによる二種類の規則の区別は、知覚報告の正しさを判定するのは「行為の規則」ではなく「批判の規則」であるということを含意している。すなわち、正しい観察報告がなされるために必要なのは、「知覚者が正しい仕方では知覚対象をみる」ことではなく、「知覚者と知覚される対象をとりまく状況が適切な状態（標準的状态）にある」ことであることをこの区別は教えている。すなわち、「これは赤いボールである」という心的作用としての観察報告が真であるためには、知覚者を取り巻く状況が標準的な状態になければならない。あるいは、青いネクタイを緑のネクタイだとジョンが誤って報告するとき、ジョンの報告に対するわれわれの適切な反応は「もっと正しくみなさい」ではなく、「標準的な光のもとでそのネクタイをみるようにしなさい」であることになる。

知覚報告の正しさを説明する枠組みとして O-B 規則を導入することにはもうひとつの帰結が伴う。O-B に依拠した「作用としての知覚」がもつ別の側面に言及した次の引用をみよう。

これらの種類の活動は、すべてパターンに統治された活動であるが、これらの行動があるパターンを示すのは、それが特定のパターンを示そうとする意図によって引き起こされたからという理由によるのではなく、そのパターンを出現させる傾向性が選択的に強化され、またこのパターンにあわない行動を出現させる傾向性が選択的に消去されてきたという理由によるのである。（MFC: 86f.）

引用前半部では、知覚報告は O-D 規則に従って生じる行為ではないこと、それゆえ O-B 規則に従う心的作用として捉えられるべきことを主張する論点が繰り返されている。われわれが注目すべきは、引用の後半部、知覚報告を出現させる傾向性が、「特定の反応を示す傾向性の選択的強化」、すなわちある種のオペラント条件付けを介して形成される、と述べられている部分である。

「言語的プラグマティズム」ないし心的活動を表立った言語行動から要請される「理論的存在」として措定するセラーズの立場（発言行動主義モデル verbal behaviorist model）を考えあわせるとき、ここで言及されるオペラント条件付けを、特定の言語共同体における「訓練するもの されるもの trainer-trainee」の関係を通じて O-B 規則に従う傾向性が育成される、という事態を指し示すものと理解して差し支えないであろう。

先にも述べたとおり、知覚は「認知の対象によって引き起こされないしは無理やりに搾り出される」性質をもつ。そして、たとえば「強盗がいる」という観察報告を顕在化させる能力は、言語共同体内部における trainer-trainee 関係を通じたオペラント条件付けを通じて因果的に構築されたものである。リトマス試験紙がアルカリ性の環境的要因に依存して因果的に青色へと変化するように、赤色の対象物が提示されているという環境からの因果的刺激へと依存的に「このものは赤い」という思考（表だつた発話をとる場合には言語を用いた観察報告）を発現させる傾向性が共同体内部での訓練を通じて形成されるのである。この意味で、環境世界のあり方に応じて非推論的報告が形成されるメカニズムは、おそらく、神経生理学上の非規範的述語で記述されることが可能であろう。

また、これらの因果的傾向性に基づく反応トークンは、「正しい言語的反応のパターン」を示すかぎりにおいて O-B 規則に従うもの、すなわち「正しい」反応としての評価をも受け取る。ここで、もちろん、「正しい」という評価の与えられる観察報告とは、報告された内容が世界の客観的事実のあり方と正しく対応している、

すなわち「真実の知覚」を報告する発話トークンのことである。環境からの刺激に対する反動的傾向性には、言語共同体内部での意味論的規則に従った斉一性を示すか否か、という「信頼性」の観点からの評価が与えられるのである。そして、この言語共同体内における訓練を通じて特定の傾向性に与えられる「信頼性」の権威は、もちろん、「これは緑である」という観察報告が「これは実際に緑である」という客観的事実の記述として信頼するに足るものである、という権威づけのことを意味している。「言語空間への入場の移行」としての知覚報告において、世界の実在的秩序と言語共同体内部の言語的・論理的秩序が編み合わされるに至るのである。セラーズの言葉をみておこう。

緑色のものが現前する場における「これは緑である」の観察可能な、あるいは観察不可能なトークンは、一定の緑色をしたものの組が与えられたとして 緑色の対象が標準的な条件においてみられている場合のみに限ってそれが「これは緑である」の観察可能な、あるいは観察不可能なトークンを生み出す傾向の表出である場合に限り、観察報告であり、観察的知識を表現している。・・・

・・・〔「知識を表現している」といわれるために文トークンがもつべき権威に関して〕そのような権威を構成する、と何らかの仕方でも言うことができるものは、唯一、ある人がそのような報告をなすという事実から緑色をした対象の現前を推論できるという事実のみである。すでに注意したように、報告の正しさは行為の正しさとして解釈される必要はない。報告は、その言語共同体において容認し支援することが合理的であるような、行動の一般的なパターンの一つの例として正しくあることが可能である。(EPM: ref.)

これは緑であるという事実に関する観察的知識は、 $x$  は  $y$  の信頼できる徴候である、という形式の一般的事実を前提することによってその権威を得る。先に導入した枠組みを用いて表現するならば、観察報告がその他の知識に依存する「もう一つの論理的次元」が支える信頼性の権威を媒介とすることによって、非推論的な観察報告を「知覚者の内的状態をめぐる経験的記述」ではなく「客観的世界のあり方」に関する内容を含んだ報告として理解する道が切り開かれるのである。報告が、報告された対象の存在を正当化するほど信頼できるものである、という規範的保証(もう一つの論理的次元)を梃子にして、「標準的状态における観察報告」を「客観的事実をめぐる規範的報告」とみなしてさしつかえない、という結論が導かれることになるのである。

以上のような道筋のもとに、「である」の「みえる」に対する先行、というセラーズの約束手形の現金化は果たされるのである。

## 4 セラーズの説明は、選言主義的に懐疑を回避する超越論的論証となっている

確認しよう。セラーズの強調する「事態の核心」は、観察報告を経験的記述以上の何か、として理解することであった。すなわち、「これは緑である」という報告を行うさい、知覚者は「これは緑である」という主張に対するコミットメントを引き受けており、その主張は正しい/正しくないという評価の対象、すなわち「正当化する/される」という関係からなりたつ論理空間に帰属する。このさい、観察報告を「理由の論理空間」のうちに位置づけることを可能にするのが、言語共同体内部における「べきである」の規則を通じた信頼するに足る反動的傾向性の構築、という過程である。標準的な知覚状態において、たとえば「これは緑である」という信頼するに足る報告を行う傾向性が現実化されたもの「行為」ではなく「心的作用」として知覚報告は位置づけられる。そして、標準状態において世界のありさまを正しく捉えた報告を行う能力としての傾向性を媒介とすることによって、たとえば「これは緑である」という文トークンには デカルト的な「みえ」

という所与を介在させることなく 「報告がなされた / 傾向性が現実化されたという事態から、客観的世界のあり方を推論してよい」という権威が付与されることになる。

このような事態こそ、「みる」は達成語であるというライルの言葉にセラーズが独自の観点から与えた解釈の内実である。端的に述べるなら、「他の事実的知識を前提しつつも非推論である知識」を許容する「第二の論理的次元」を導入することで、「～とみる」という心的出来事はそれ自体が「事実～である」という客観的事実の信頼するに足る保証を構成する、というセラーズの斬新な約束手形が現金化されたのである。

マクダウエルによれば、このようなセラーズの説明は、実質的に彼のいう「経験の選言主義的理解」を先取りしたものとなっているという。そこで、最後に、マクダウエルの考える「選言主義」とは何であり、そしていかなる意味においてセラーズの立場が経験の選言主義的理解を教えるものとなっているのかを確認しておこう。

#### 4.1 マクダウエルによる経験の選言主義的理解

端的に述べてしまうなら、経験の選言主義的理解とは「われわれの経験は客観的世界的事実的ありさまをとらえているか、そうでないかのいずれかである」という選言の正しさを受け入れる立場のことを意味する。それゆえ、選言主義の基本的テーゼは次のようなものである。

〔選言主義を〕適切に特徴づけるのは、経験は客観的実在についてのものであると主張することである。知覚経験がなされるとき、その経験は、少なくとも、知覚者に対して、環境内のものがあるあり方をしていて、という現れ方をするのである。(EI: ref.)

先に確認した通り、マクダウエルの選言主義的見解はいわゆる「錯覚に基づく論証」に由来する「最高次の共通要素」を回避することを目指して案出されたものである。「錯覚に基づく論証」によれば、「Sには～であるようにみえており、事実そうである」場合と、「Sには～であるようにみえているが、事実はそうでない」場合に共通する「内的みえ」に出発点をとると、われわれの経験は世界のありさまに届かないという結論が導きだされるのであった。しかしながら、選言主義の構想は、「主体からみて二種類の経験の内容が区別できない」という想定から、その「区別できない内容がわれわれに手の届く最高次の要素である」という結論への推論をブロックする。

知覚的知識の可謬性は、「経験的に獲得された知識が『事実～である』と信じるための十分な理由を与えられない」、もしくは「経験は知識の打ち負かされる可能性のある理由しか与えられない」という結論を含意しない。「～であるとみる」という経験は、「事実世界は～である」という主張を正当化するだけの力を備えている。マクダウエルの選言主義は、この根本的事態の受け入れに基づいて最高次の共通要素を否定する。そして、ある意味において、このあまりにも素朴な想定がマクダウエルの考える選言主義のすべてなのである。

われわれはなぜ選言主義を受け入れる必要があるのか、この間の事情を説得的に説明するマクダウエル自身の論述を追う余裕は本稿にはないが<sup>\*1</sup>、この論法に基づく懐疑が依拠している「支え棒 prop」<sup>1</sup>、すなわち、「経験は客観的世界的事実的ありさまに届かない」という想定を取り外すことによって出口のない懐疑を回避しようとするのがマクダウエルの戦略である、と述べておいて差し支えないだろう。

「世界に関するわれわれの知識をめぐる伝統的問いについて、われわれになしうる最悪のこととはその問いに答えようとするものである」とはバリ・ストラウドの言葉である。そして、ストラウドの有名なこの言葉を

<sup>\*1</sup> この問題については、以下の拙論で扱ったことがある。Naozumi Mitani, Locating the Space of Reasons: What it is like to be a good Sellarsian, forthcoming. (信州大学人文学部ウェブサイトでも入手可能)

引き合いにだしつつマクダウエルはこう述べる。「懷疑論を真剣に受け止めるやり方は、懷疑のシナリオが正しくないと証明しようとしめないことである。懷疑の支え棒を取り外すことを通じて、われわれは懷疑論を真剣に受け止めているのであり、そうすることによって懷疑のシナリオにわずらわされることを拒絶するという点で常識にわれわれを合流させる権利を獲得するのである」(EI: ref.)。

マクダウエルの印象的な一説を引いておこう。

私がシマウマだと信じているものが、実際には巧妙にペイントされたラバであるとしよう。その場合もちろん、私は、自分で想定しているように、その対象がシマウマだと見分けているわけではないし、その対象がシマウマであると信じるすなわち、その対象がシマウマであるとみるために自分もっていると考える保障をもってはいない。シマウマを見分ける私の能力は誤る可能性があるのであり、そこから、どのような場合に自分はシマウマを見ているのかを知る私の能力は誤る可能性がある、ということが帰結する。〔しかし〕だからといってこれが決定的に重要な点なのだが自分の前にいる動物がシマウマであると信じるための保障は、その動物がシマウマであるとみることによって決して構成されえない、という結論が帰結することはないのである。(EI: 239)

マクダウエルの功績をを称えつつ、みずからも選言主義陣営に与することを明言するパットナムは、彼らの根本的立場を体現した言葉としてヘンリー・ジェームズの一言を引用している。

われわれからみることの力を奪いとってしまうような理論は、なんであれわれわれのためになるとはいえないでしょう\*2。

「である」を「みえる」に先行させるセラーズの枠組みが、最高次の共通要素の想定から導かれる懷疑に対して免疫をもつことは明らかであろう。そして、「～であるとみる」経験「～である」という観察報告は、(少なくとも一部のケースにおいて)「～である」という言明が客観的事実であることの「打ち負かされることのない infeasible」理由を与える、と主張する点で、セラーズの経験理解がマクダウエルの選言主義的立場と親和的性格を有するものであることは明らかであるように思われる。

セラーズにおいて、知覚報告はその基本的性質として世界の客観的内容に関わる性質を有しているのであり、「～にみえる(が事実は～でないかもしれない)」という言明は、いわば上級裁判所の問題として二次的にすなわち、知覚者が標準的でない状況に置かれているような場合に呼び出される派生的な言明にすぎない。出発点は「事実は～である」の観察報告に求められるのであり、言語的共同体の訓練を通じて形成された傾向性のもつ信頼性を出発点とするのでないかぎり、「みえる」の文法に帰属する「認証の差し控え」という事態は説明されえない。

セラーズの考える非推論的報告は、最初から客観的世界に関する主張を含んでいる。つまり、われわれの経験は、「客観的世界のあり様を捉える信頼するに足る傾向性」の支えのもと、最初から客観的世界の事実にあり方を捉えるだけの力を備えている。われわれのもつ「達成としてのみること」の力は、「世界は事実～というあり方をしている」という結論を支えるための「打ち負かされることのない理由」を構成することができる。こうして、マクダウエルの解釈に従うなら、セラーズによる所与の神話の解体は、最終的には彼の推薦する「選言主義的な経験的理解」をわれわれに教えるものであることになるのである。

私がセラーズのうちに見出す構想は、最高次の共通要素の想定に反して、知覚的現れの選言主義的理解であるといわれうる。知覚的現れは、主体に明白な姿を現している客観的事実の状態であるか、客観

---

\*2 Putnam[2003]: ref.



的事実の状態が主体に明白な姿を現しているかのように思われるが、事実はそうでない状況であるか、のいずれかである。第一の種類の経験は第二の種類の経験がもたない認知的意義をもっている。第一の種類の経験は、客観的事実状態に関する知識が成立する機会を提供するのである。最高次の共通要素の構想に従うと、信念に対する保証という意味で現れが産出するものは、たとえば「ある人がものごとがしかじかであるとみている」と思われているだけであるような場合に現れが産出するもの以上ではない。しかし、セラーズ的な超越論的論証に従うならば、そのような考えは現れというまさにその考えに対するみずからの資格を掘り崩すことになるのである。EI, 231.

しかし、本稿において概略を確認した以上のようなマクダウエルの解釈は、セラーズ自身の構想を公平に、適切に説明したものとなっているのであろうか。序に示したとおり、この問題に対する更なる検討を施すことが論者が解決を試みる次の課題\*<sup>3</sup>ということになるが、これは他の機会を待つことにして小論を閉じたい。

## 参考文献

- [1] Brandom[1997].
- [2] McDowell, John. Knowledge and the Internal. (1995) Reprinted in his *Knowledge, Meaning, and Reality*. —. (1997). Sellars on Perceptual Experience. Reprinted in HWV.
- [3] —. (1997). The Logical Form of Intuition. Reprinted in HWV.
- [4] —. (1997). Intentionality as a Relation. Reprinted in HWV.
- [5] —. (1998). *Knowledge, Meaning, and Reality*, Harvard U.P.
- [6] —. (2006). The Disjunctive Conception of Experience. Reprinted in EI.
- [7] —. (2008). Sensory Consciousness in Kant and Sellars. Reprinted in EI.
- [8] —. (2009). *Having the World in View: Essays on Kant, Hegel, and Sellars* (HWV), Harvard U.P.
- [9] —. (2009). *The Engaged Intellect: Philosophical Essays*, Harvard U.P.
- [10] Putnam, H. (1999). *The Threefold Cord*, Columbia.
- [11] Rosenberg, J. (2007). *Wilfrid Sellars: Fusing the Images*, Oxford.
- [12] Sellars, W. (1956). Empiricism and the Philosophy of Mind (EPM), Reprinted in SPR. [ 浜野研三訳, 『経験論と心の哲学』, 二〇〇六年, 岩波書店. / 神野・土屋・中才訳, 『経験論と心の哲学』, 二〇〇六年, 勁草書房.]
- [13] —. (1963). *Science, Perception and Reality* (SPR), Ridgeview.
- [14] —. (1967). *Science and Metaphysics* (SM). Ridgeview.
- [15] —. (1969). Language as Thought and as Communication (LTC), reprinted in ISR.
- [16] —. (1974) Meaning as Functional Classification (MFC), reprinted in ISR.
- [17] —. (2007). *In the Space of Reasons* (ISR). Sharp & Brandom (ed.), Harvard.
- [18] Willams, Michael. (2006). Science and Sensibility: McDowell and Sellars on Perceptual Experience
- [19] デカルト (井上訳). (1641). 『省察』, 世界の名著 『デカルト』 所収.

---

\*<sup>3</sup> カント協会発表原稿 (200912) を参照。